

**事業事前評価表**  
**国際協力機構 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課**

**1. 基本情報**

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年7月5日

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け  
ウズベキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 経済インフラの更新・整備

旧ソ連時代に整備されたエネルギー・運輸・都市基盤等の経済インフラの老朽化が進む一方で、周辺諸国との関係改善により経済活動の活発化が見込まれ、さらに将来的な連結性の強化や目指されている。特にインフラ開発を担う国営企業等の経営やインフラの運転・維持管理を担う人材の育成が急務であり、その解決の支援として本事業が位置付けられる。

2) 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

大統領主導の政治・経済改革においてガバナンス強化・法の支配の確立は最優先課題であり、また経済成長を支える産業の柱をつくるために、民間セクターの活性化やイノベーション政策の推進が不可欠である。開かれた国づくりに向けた改革をさらに後押しし、投資拡大による経済成長の基盤をつくるための人材の育成が急務であり、その解決の支援として本事業が位置付けられる。

3) 農村・地方開発

国民生活の豊かさを実現する人間中心の国創りのために、国民の3割が従事し、地方部の雇用を支える農業の振興や、人間の安全保障を支える保健・教育分野の社会サービスの改善が重要な課題である。こうした分野で国民のニーズを的確に理解し、政策提案や実施を担う人材の育成が求められており、その解決の支援として本事業が位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置

付け

対ウズベキスタン国別開発協力方針（2017年3月）では、「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」を基本方針とし、「経済インフラの更新・整備（運輸・エネルギー）」、「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」、「社会セクターの再構築支援」を重点分野として定めている。また、対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年11月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業では、以下の開発課題を協力重点分野に設定しており、我が国及び JICA の協力方針・分析との整合性が認められる。

- ① 経済インフラの更新・整備：開発課題として「経済インフラの更新・整備」が含まれる。（SDGs ゴール 7、11）
- ② 市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援：開発課題として「ビジネス環境整備」「法体系整備」「公共財政運営管理」が含まれる。（SDGs ゴール 8、9、16）
- ③ 社会セクターの再構築支援：開発課題として「農業・水資源管理」「保健政策・行政」「教育」が含まれる。（SDGs ゴール 2、3、4、6）

また、本事業は行政官の育成を通じて行政能力の向上に資するもので、事業全体を通じて SDGs ゴール 4「質の高い教育の確保」に貢献するものである。

### （3）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、英国、韓国、ドイツが挙げられるほか、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

## 3. 事業概要

### （1）事業概要

#### ① 事業の目的

ウズベキスタンの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

#### ② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 19 名（修士課程 18 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、ウズベキスタンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を

事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第4年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 19 名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）

（2）総事業費

300 百万円（概算協力額（日本側）：300 百万円）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

（4）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ウズベキスタンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ウズベキスタン政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：閣僚会議、高等教育・科学・イノベーション省、投資・産業・貿易省、外務省、在ウズベキスタン日本国大使館、ウズベキスタン日本人材開発センター、JICA ウズベキスタン事務所

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動：「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2）他援助機関等の援助活動：特になし。

（6）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

（7）横断的事項

特になし。

（8）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じ

て、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業効果

##### (1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2023年実績 値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	18
	博士	0	1
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

##### (2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ①同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ②留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③留学生が帰国後に復職できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、ウズベキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、ウズベキスタン政府の各対象分野における課題解決能力の向上に資するものである。さらに、本事業は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4 に貢献するものであることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

### (1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

### (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上